

## 高度化された陸上無線システムに対する定期検査のあり方に関する検討会（第1回） 議事録

- 1 日時  
令和2年5月28日（木） 13:30～15:15
- 2 場所  
WEB会議
- 3 出席者（敬称略）  
座長：山尾 泰  
構成員：石井 望、天野 茂、市川 麻里、海老原 貢、小野沢 庸、加藤 千早、加藤康博、川瀬 克行、児玉有康、後藤 治彦、小林 顕造、齋藤 一賢、佐久間 洋、佐野 弘和、武田一樹、竹之下 早苗、谷澤 正彦、長澤 康裕、拮石康博、本多美雄、前田 規行、丸田 純一、三浦 龍、毛利 政之、渡辺照重  
説明員：安藤 桂  
事務局：総務省総合通信局電波部 田原部長  
移動通信課 荻原課長、大野課長補佐、山下課長補佐、下地係長、松元官  
認証推進室 景山課長補佐
- 4 配布資料
- 5 議事
- (1) 座長及び座長代理の選出について  
構成員の互選により、山尾構成員が座長に選出された。山尾座長の指名により、石井構成員が座長代理に選出された。
- (2) 無線局検査制度及び登録検査等事業者制度の概要  
事務局（景山課長補佐）から資料1-2に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。  
山尾座長：基地局の免許の周波数の指定方法は、帯域で指定しているのか、それとも1波ずつ指定する方法で行なっているのか。  
事務局：一つの基地局ごとに中心周波数と、それに対応する占有周波数帯幅を1波ずつ記すことによって周波数の指定がなされている。  
山尾座長：検査の際にはそれぞれ1波ずつ周波数と空中線電力を測定しているということか。  
事務局：然り。  
小野沢構成員：資料4ページにスプリアス等の省略が可能とあるが、根拠は何か。  
事務局：平成23年総務省告示第278号において、技適設備であれば省略できる項目が定められている。逆に技適設備であっても、周波数と空中線電力の測定はしなければならない。
- (3) 基準認証における電氣的測定の現状  
渡辺構成員から資料作1-3に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。  
本多構成員：資料6ページにミリ波の例が挙げられているが、サブ6の帯域を使用する5G基地局についても測定端子がないものがある。測定項目はどうなっているか教えて欲しい。  
渡辺構成員：特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則で測定項目が定められている。
- (4) 5G NR基地局等における基地局定期検査の在り方について  
安藤説明者から資料1-4に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。  
石井座長代理：アラームが発生した場合はどのように対応することを考えているか。

- 安藤説明者：アラームが発生した際には、事業者の運用要員が即座に把握し、補修要員がすぐに向かい対応する場合もあるし、軽微なアラームの場合、遠隔で再起動することで直るものもある。いずれにしても5年後の定期検査を待つことはない。
- 石井座長代理：改めて点検や定期検査を受けるということではないということか。
- 安藤説明者：然り。
- 山尾座長：補修要員が再起動等した後に、点検に類した測定を行なうということか。
- 安藤説明者：然り。対応の後、正しく電波が発射されていることを確認して問題がなければ運用を継続する。ハード面の故障については、当然ながら運用を止め、機器の修理を行なう。
- 山尾座長：資料10ページの周波数偏差の項目について、「外部信号」が満たすべき条件が何も記載されていないが、規定が必要ではないか。
- 事務局：然り。
- 三浦構成員：資料5ページに記載のとおり、現行の定期検査制度においては、スプリアス発射の強度や不要発射の強度は省略が許容されているとあるが、経年劣化は想定しなくていいということか。経年劣化によって知らぬ間にスプリアス発射して、電波監視で指摘されることがあると聞いている。
- 事務局：周波数と空中線電力の測定で、スプリアス発射の強度等の測定についてもある程度確保されているためと理解している。経緯については確認して第二回で報告させていただく。
- 谷澤構成員：資料9ページに遠隔停波とあるが、運用としては自動停波ではなく、人間が判断して停波するということか。
- 安藤説明者：運用方法や基地局の実装によって異なる。アラームが出ても影響が大きいものもあるので手動で止めるところもある。
- 谷澤構成員：ローカル5Gのような小規模な自営網の免許人にとっては、遠隔監視はできるとしても24時間人員を配置するのが難しいため、例えば条件として、24時間監視ができないなら、自動停波で代用可能であればいいかと思うがどうか。
- 本多構成員：監視装置の設定やソフトウェアの実装に依るため、アラームの深刻度によって自動で止めるということも可能ではないかと思う。ただそれは基地局を監視するシステムの作りではないかと思う。
- 山尾座長：装置故障か否かを判断する際に、基準値からどれほど外れ値を示したかによって、手動で停波するか即時自動で停波するかが決まるという理解は正しいか。
- 本多構成員：それも機器の仕様による。実際にできるかはさておき、各項目について外れ具合によりアラームの深刻度を定め、自動手動を決定することも考えられる。

(5) 携帯電話基地局定期点検に関する欧州の状況

本多構成員から資料1-5に基づき説明が行われた。主な質疑応答は以下のとおり。

- 山尾座長：欧州については引き続き他の国に対して情報収集を行なっていただきたい。また、欧州以外の国の状況について、情報を持っている方は共有して欲しい。
- 事務局：情報のある方は事務局に送って欲しい。事務局で情報があれば次回提供する。

(6) その他

以上の議論を踏まえて質疑応答が行なわれた。主な内容は以下のとおり。

- 事務局：資料1-4の10ページの実装確認方法について、既存の基地局についてはどのように担保をすればよいと考えているか。
- 安藤説明者：今後相談させていただきたいが、一つの方法としては既に認証を取得したものについては、再認証、可能なら同番認証を認めていただき、必要に応じて免許の変更申請ということも考えられる。
- 事務局：告示による測定項目の省略要件としての技適と、免許の省略の要件としての技適をどのように関連付けるかについては制度設計に関わるため法的な関係性の整理が必要。

丸田構成員：資料1-2の7ページに、「人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局」については登録検査等事業者制度の対象外とあるが、5Gの無線局は自動運転や医療への応用が想定されているが、これはどのように考えているか。

事務局：無線局の分類としては電気通信事業用であるが、運用の形態として自動運転等にも使用されることも踏まえて考え方を整理する必要がある。

事務局より、次回会合については、6月11日（木）14時からWEB会議で行なうこと及び説明を希望する構成員は6月4日（木）までに事務局に連絡をするべきことを周知した。

（閉会）